

最高裁判所判事

み

やま

たく

や



略歴

昭和二十九年九月二日生

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和五七年 四月 判事補任官 以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

平成 四年 四月 公害等調整委員会事務局に勤務。

平成 四年 一月	法務省民事局長
二四年 九月	東京高裁判事部総括
二七年一〇月	さいたま地裁所長
二八年 二月	東京高裁長官
二九年 三月	最高裁判所判事
三〇年 一月	

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成三〇年一二月一九日 大法廷判決

平成二九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものということはできない（多数意見）。

二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決

タクシード労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることもあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない（全員一致、裁判長）。

三 令和二年一一月一八日 大法廷判決

令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

四 令和三年二月二十四日 大法廷判決

市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便宜を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）。

五 令和三年五月一七日 第一小法廷判決

労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した大工らに対し、民法七一九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定

夫婦が夫又は妻の氏のいずれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え

最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。